

玉名市本庁舎跡地等活用基本構想策定支援業務仕様書

1 総則

(1) 業務目的

「玉名市本庁舎跡地等活用基本構想策定支援業務」（以下「本業務」という。）は、玉名市役所本庁舎の跡地となる敷地（繁根本163番地）について、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会の答申などを踏まえ、これに隣接する第一保育所や玉名市文化センターの敷地や施設を含めた一体的な整備をするための基本構想の策定を目的とする。

(2) 適用範囲

本仕様書は、玉名市（以下「甲」という。）が実施する本業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

(3) 適用基準等

ア 適用基準

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

イ 業務対象区域

業務対象区域は、玉名市全域とする。

(4) 疑義

本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに甲・乙協議の上、乙は甲の指示に従い、本業務を遂行しなければならない。

(5) 履行期間

本計画の策定期間は、契約締結日から平成28年3月31日までとする。

(6) 提出書類

乙は本業務の実施にあたって次の書類を速やかに甲に提出し、承認を得るものとする。

ア 作業実施計画書

イ 業務着手届

ウ 業務責任者届兼経歴書

エ 業務工程表

オ 貸与データおよび資料に関する誓約書

カ その他甲が指示するもの

(7) 業務責任者

業務責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行うものとする。

本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に甲・乙は十分協議を行うとともに常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

(8) 打合せ

乙は、本業務の主旨を熟知し、業務実施期間中においては、甲と打合を綿密に行い、

進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、甲の承認を得るものとする。

打合せは、初回、中間回、納品時を基本とするが、各会議前には確認協議を行うものとする。

(9) 秘密の保持

本業務において、乙の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならない。

(10) 損害賠償

乙は、本業務の実施中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には乙が一切を処理するものとする。

(11) 資料の貸与

乙は、本業務に必要な資料を甲より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

(12) 関係官公庁等への手続き等

業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、乙の責任において迅速に処理するものとする。

(13) 検査

本業務の実施中、乙は必要に応じて甲の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。

なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は乙が負担するものとする。

(14) 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて甲の所有とし、調査結果についても甲の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

2 業務内容

(1) 業務概要

本庁舎跡地は、「新たな賑わいを創出」し、「中心市街地の活性化」に資することを念頭に、人が集まる便利で賑わいのある市街地環境の維持を図るため、市民や来訪者の世代間交流や人的交流を促すと期待される様々な機能を備える施設を整備するとともに、保育所の新築移転を視野にいたした子育て支援施設との複合施設、及び新たな賑わいを創出させる仕掛けの核となる文化センターの改修等を含めた一体的な整備を図る。

そのため、今年度、基本構想を策定するものである。

(2) 跡地等活用基本構想策定支援

- ① 基本構想の取りまとめの手法の助言と技術的支援
- ② 関連資料や上位計画等の準備、収集及び整理
- ③ 計画対象地の周辺状況や位置づけの整理
- ④ 計画対象地や対象施設の整備方針等の整理

- ⑤ 整備計画の方向性を探るアンケートの実施、集計、分析結果の整理（必要に応じ）
※郵送による配布・回収、対象者 2000 人、回収率 40%想定
- ⑥ 検討委員会への出席（5 回） ※検討委員会の構成員(関係各課の職員 10 人)
※会議録の作成（※会議内容等を簡単に整理し記録した程度のもの）
- ⑦ 打ち合わせ(必要に応じ)
- ⑧ その他、基本構想の取りまとめに必要な事項

(3) パブリックコメントの支援

基本構想の策定過程に応じて、広く市民の方々より意見聴取を行うために、パブリックコメントを実施する。

乙は、パブリックコメントに必要な資料の作成と市民意見等の整理を支援すること。

(4) 策定過程における情報公開の支援

基本構想の策定過程において、「本市ホームページ」、「広報たまな」等の媒体を通じて広く情報公開するための支援を行うこと。

3 対象地・対象施設の情報

①本庁舎跡地

- ・敷地：約 9,000 m²
- ・整備する機能（施設） ※答申に明示されている事項は優先的に検討する。
 - ※駐車・駐輪機能（文化センター利用者も利用できる駐車・駐輪場）
 - ※交通拠点機能（交通機関を接続する施設やエリアなど）
 - ※公園機能（広場、オープンスペース、園内道路など）

②文化センター

- ・敷地：約 3,200 m²
- ・延床面積：約 4100 m²
- ・構造：鉄筋コンクリート造（地上 3 階地下 1 階）
- ・施設内機能：ホール・図書館・視聴覚室・会議室・調理室・工作室
- ・整備の方向性
 - ※市民が文化センターの図書館や会議室等をより利用しやすいようにリニューアルする。
（会議室等の照明や遮音・反響の見直し。図書館、会議室等の再配置など）
 - ※必要に応じ、施設の機能充実・拡充を図る。
 - ※原則として施設の建て増しは行わず、施設内部の改修により対処する。

③第 1 保育所

- ・現在の保育所の敷地：約 4,300 m²
- ・①②③の敷地内での再配置を考える
- ・想定する新保育所の定員：定員 120 名人（現保育所は 70 名）（保育所ゾーン）
 - ※玉名第 1 保育所の機能を充実、市中心部の玉名町小と築山小校区の需要への対応を想

定

- ・想定する新保育所の敷地：3,500 m² ※芝生庭園含む
- ・想定する新保育所の延べ床面積：1,000 m²
- ・想定する新保育所の構造：木造

④子育て支援施設

- ・想定する施設の機能：子育て支援センター・児童館
 - ※玉名市の子育て支援事業の総合的拠点となる児童福祉複合施設とする。
 - ※保育所と子育て支援センター・児童館の併設事業施設とする。
 - ※乳幼児から小学生を対象に教育・保育・子育て支援の充実したサービスを実施する。
 - ※既存の文化センター・市民図書館とも有機的に結び相乗効果を持たせる。
 - ※少子化対策、居住促進の定着を図る。
 - ※学び・創造・遊びをコンセプトに児童健全育成を行う。
 - ※多目的ホール、会議スペースの機能共有と子育て支援ゾーンを配置する。
 - ※ホールはプラネタリウム、映画、発表会等ができる機能を持たせる。
 - ※子どもの科学教室や展示物スペースもあり自主学习スペースを配置する。
- ・想定する施設の敷地：4,000 m²
- ・想定する施設の延べ床面積：2,400 m²
- ・想定する施設の構造：鉄筋コンクリート造（2階）
- ・想定する駐車場：1,500 m²

⑤崖地

- ・①と②③は土地に段差（6m～10m）があり、その一部（庁舎敷地の南側）は急傾斜地崩壊危険個所の指定を受けている。構想では崖地法面の整備方法や利活用を考える。

4 成果品

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 基本構想及び図面（A4判で必要に応じ一部カラー印刷） | 80部 |
| (2) CD-ROM等の電子データ | 2枚 |

5 著作権および著作権

本契約で作成された印刷物の著作権および著作権は、甲が所有するものとする。

本契約の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真およびネガフィルム等については、甲に譲渡すること。

甲が前号の規定により引き渡しの請求をしたときは、甲の指定する方法に従い、指定された期日までに、これらを引き渡さなければならない。